

亀山市告示第 1 7 1 号

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 4 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 1 2 年 4 月 1 日付け 1 2 構改 B 第 3 8 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 1 2 年 4 月 1 日付け 1 2 構改 B 第 7 4 号農林水産省構造改善局長通知）及び亀山市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき、中山間地域等において農業生産活動等を行う者に対し、交付金を交付することにより、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、耕作地の多面的機能を確保することを目的とする。

(交付金の名称)

第 2 条 この告示により交付する交付金は、亀山市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）という。

(交付金の交付対象者)

第 3 条 交付金の交付対象者は、要領第 6 の 2 に規定する集落協定又は個別協定（以下「協定」と総称する。）に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(対象地域及び対象農用地)

第 4 条 交付金の交付対象地域及び交付対象農用地（以下「対象農用地等」という。）は、協定に位置付けられている農用地とする。

(交付金の額)

第 5 条 交付金の額は、対象農用地等について、別表第 1 の左欄に

掲げる地目及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める10アール当たりの単価に農用地の面積を乗じて得た額とする。

2 要領第6の3に規定する加算措置を適用するために取り組むべき事項を行った場合における交付金の額は、要領第6の3に定めるところにより、前項の規定による交付金の額に、別表第2の左欄に掲げる加算事項及び中欄に掲げる地目に応じ、同表の右欄に定める10アール当たりの単価に農用地の面積を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかの事項を実施しない場合における交付金の額は、第1項の規定による交付金の額に0.8を乗じて得た額とする。

(1) 集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

(2) 個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金を受けようとする年度の前年度に交付を受ける旨を市長に申出をした上で、交付金を受けようとする年度の6月30日（令和2年度にあっては、8月31日）までに、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 市の認定を受けた協定の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付金の返還)

第7条 市長は、交付対象者が協定に違反した場合は、要領第6の4の規定により交付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和２年度分の交付金の交付から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の属する年度に交付金の交付を受けようとする者は、第６条の規定にかかわらず、同条の規定による申出を要しないものとする。

(失効)

- 3 この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第 1 （第 5 条 関 係）

地 目	区 分	1 0 アール 当 たり の 単 価
田	急 傾 斜（勾 配 1 ／ 2 0 以 上）	2 1 ， 0 0 0 円
	緩 傾 斜（勾 配 1 ／ 1 0 0 以 上 1 ／ 2 0 未 満）	8 ， 0 0 0 円
畑	急 傾 斜（勾 配 1 5 度 以 上）	1 1 ， 5 0 0 円
	緩 傾 斜（勾 配 8 度 以 上 1 5 度 未 満）	3 ， 5 0 0 円
草 地	急 傾 斜（勾 配 1 5 度 以 上）	1 0 ， 5 0 0 円
	緩 傾 斜（勾 配 8 度 以 上 1 5 度 未 満）	3 ， 0 0 0 円
	草 地 比 率 の 高 い 草 地	1 ， 5 0 0 円
採 草 放 牧 地	急 傾 斜（勾 配 1 5 度 以 上）	1 ， 0 0 0 円
	緩 傾 斜（勾 配 8 度 以 上 1 5 度 未 満）	3 0 0 円

別表第 2 （第 5 条 関 係）

加 算 事 項	地 目	1 0 アール 当 たり の 単 価
棚 田 地 域 振 興 活 動 加 算	田（認 定 棚 田 地 域 振 興 活 動 計 画 に 位 置 付 け ら れ た 棚 田 等 で、勾 配 1 ／ 2 0 以 上）	1 0 ， 0 0 0 円
	畑（認 定 棚 田 地 域 振 興 活 動 計 画 に 位 置 付 け ら れ た 棚 田 等 で、勾 配 1 5 度 以 上）	1 0 ， 0 0 0 円
超 急 傾 斜 農 地 保 全 管 理 加 算	田（勾 配 1 ／ 1 0 以 上）	6 ， 0 0 0 円
	畑（勾 配 2 0 度 以 上）	6 ， 0 0 0 円
集 落 協 定 広 域 化 加 算	田、畑、草 地 及 び 採 草 放 牧 地	3 ， 0 0 0 円
集 落 機 能 強 化 加 算	田、畑、草 地 及 び 採 草 放 牧 地	3 ， 0 0 0 円
生 産 性 向 上 加 算	田、畑、草 地 及 び 採 草 放 牧 地	3 ， 0 0 0 円

別記様式（第6条関係）

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

活動組織の所在地

活動組織の名称

印

代表者氏名

電話番号

亀山市中山間地域等直接支払交付金の交付を受けたいので、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 市の認定を受けた協定の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類